

障害者手帳が選べます

★カード型障害者手帳のお知らせ★

【カード型手帳のイメージ：身体障害者手帳の場合】



【ご注意】写真部分はモノクロ表示となります

- 対象となる手帳は、
身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳です
- 従来の紙型手帳かカード型手帳の
どちらかを選べます
- 健康保険証と同じサイズ
(縦5.4cm×横8.5cm)なので
携帯に便利です
- 紙型手帳に比べてプラスチック製
なので耐久性に優れています

令和3年1月から申請を受け付けます

【お問い合わせ先】

お住いの市役所・町役場の障害福祉担当課 または

- 佐賀県総合福祉センター TEL 0952-24-1442
- 佐賀県精神保健福祉センター TEL 0952-73-5060
- 佐賀県障害福祉課 TEL 0952-25-7064

お気軽にお問い合わせください。

*** カード型身体障害者手帳のおしらせ ***



障害名
視力障害(1級) / 上肢不自由(1級) / 呼吸器機能障害(1級) /
腎臓機能障害(1級)(R2〇〇再認定)

注) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。

カード型手帳の特徴

- 表面上部の「身体障害者手帳」は盛り上げ文字
手で触って表面が分かるようになっています。
- カード型手帳の写真は白黒で仕上がります。
- 保護者情報は不要な場合、表記しません。
15歳未満⇒保護者情報を記載
15歳以上⇒保護者情報を項目ごと記載しない
- QRコード
以下の事項について、カードリーダーやスマートフォン
の読取り機能で閲覧できます。
 - ・身体障害の情報
- カードの裏面
 - ・障害名（簡易表記）、障害等級、再認定日
 - ・住所変更の記載欄
変更届により、市町で書換えと証明印を押印
します。

※カード型手帳には、手帳専用のカバーはありません。

カード型手帳の申請手続き

- **受付開始**：令和3年1月からお住いの市町（障害福祉担当課）で開始します。

1 「手帳交付申請書」

- ・ 交付申請、再交付申請
希望する手帳の形態「紙型手帳」または「カード型手帳」のいずれかひとつを選んでください。
- ・ カード型手帳に作り替えを希望する場合は「再交付申請」により申請してください。
カード型手帳の発行の時期については、新規申請、等級変更による再交付申請の手帳発行を優先しますので、お住いの市町から手帳交付の連絡があるまで、しばらくお待ちいただきます。

2 写真（証明写真を基準にしています）

- ・ **サイズ** タテ 4cm × ヨコ 3cm
- ・ **撮影** 本人のみ、正面で上半身（胸から上）、無帽、カラーコンタクトや写真の加工をしていない、背景は無地（本人以外の人、物などが写っていない）
- ・ **印刷紙** 紙型手帳と同様に専用の写真台紙にプリントしたものをご提出ください。